

## 松下輝雄さんを偲ぶ

藤田 勇

4月の葬儀のとき、松下さんの遺影を前にして、下方の段に供えられてあるピースの缶を眼にし、一瞬、若かりし日々、初めてお会いした頃のことを脳裏に浮かんだ。大学院に席をおいておられた松下さんの下宿（であったであろう）を訪ねたとき、その部屋の書棚にはぎっしり洋書が並んでいて、学者は違うものだ、と感心したのだが、そのとき松下さんは缶入りのピースを吸っておられたのである。1950年か51年の頃である。当時私は書棚というものを持っておらず、煙草は一番安いバットの袋入りを吸っていた。

その頃、学生ソビエト研究会の法学部のグループが、ヴィシンスキーの論文であったか、『国家と法の理論』（1949年）であったか、記憶は薄れたが、それらの一部分の翻訳をテキストとして研究会を行っており、初めにチューターをお願いした方の紹介で松下さんがチューターとして来られ、責任者であった私が松下さんの下宿にも伺うという関係になったわけである。私たち学生はソビエト研究会を「活動」としてつくっていたが、松下さんが研究者として文献「研究」に臨まれたことはいうまでもない。

先に、「学者は違うものだ」と感心した、と書いたが、松下さんは当時33-34歳で、すでに教歴もあり、学生と大学院生との違いというものではなかった。私は戦後4年あまりソ連の捕虜収容所に抑留されていたので、他の学生とは歳が違っていたが、それでも松下さんはその私より8歳年長であった。同年輩ですでに著名な先生方もおられたのであるが、私達は「松下さん」と呼んでいた。人の生涯において青年期がもつ意味を念頭におき、これをあの時代の流れの激変の中においてみると、当時の松下さんと私との精神的体験の内容の相違には、8歳という年齢差では推し量れないものがある。松下さんも捕虜収容所での2年余の抑留経験をもつが、兵士収容所と将校収容所（松下さんの場合）との差を含む抑留経験の内容にも、これに応じた相違があったであろう。「であろう」と書くのは、残念ながらそうしたことについて松下さんと話し合う機会がなかったからである。松下さんはまもなく静岡大学に赴任された。

松下さんから戴いた最初の論文抜き刷りは「プロレタリアート独裁の法理」という論文で、達筆のサインの日付は1953年11月となっている。法超越的契機と法内在的契機とを包蔵す

る「逆説的表象」としての「革命的合法性」が、「革命的合法性」から「革命的合法性」へと転換してゆく史的展開について考察したもので、その重厚な論述から受けた印象は忘れ難い。唯物史観における人間把握というアントロポロジー的なアプローチを強調してのその「内在的」把握から、政治的権威を「不可謬的・絶対的なもの」としかねないその現実的論理への憂慮にいたる「ソヴェト・デモクラシーの特質」論（1956年）もそうであるが、いずれも法制度論を超えていた。松下さんは静岡大学から戻って、しばらく東京大学法学部の比較法研究室におられた。当時私は社会科学研究所の助手となってソビエト民法の研究を始めていたが、私の研究環境の影響もあって、松下さんは法哲学者、私は社会科学研究所の学徒、といった意識をもつようになっていたと思われる。

やがて松下さんは神戸大学に赴任され、あまりお会いする機会がなくなった。とはいえ、私が編集に関与した山之内一郎先生還暦記念論文集（1958年）に、松下さんは、欧米の法類型論を検討しつつ「新しい社会主義法の類型性」を考察する論文（「ソ同盟における新しい法類型の形成」）を寄せられたし、扉には松下さんが画かれた山之内先生の肖像画が掲げられた。還暦の際に撮られた沢山の写真で先生の気に入ったものが少なかったこともある。扉の肖像画は写真であるが、原画の見事な色彩は今も目に浮かぶ。それまで知らなかった松下さんの人格の一面を発見することとなったのである。

松下さんは1961年秋から3年間モスクワの日本大使館に「参事官」として駐在されることとなるが、62年から64年にかけて私もモスクワ大学にいた。私は大使館には殆ど近づかなかったのであるが、クトゥーゾフスキー・プロスペクトにあった松下さんの住居にはお邪魔して、ご馳走になった。松下さんは、モスクワではあまり見慣れない瀟洒な自家用車を操ってレーニンスキエ・ゴールイのモスクワ大学寮へ迎えにきて下さり、ときにはヘルシンキなどへの出張の際に仕入れた高級な酒や煙草を戴くこともあった。豪華な（と私には見えた）洋酒の容器を私は長く大事にしていた。当時私が見ていたのは主に大学や研究所・図書館であるが、松下さんはいろいろの世界を見聞されたであろう。官僚の振舞いにも接したであろうし、家政婦を通じて庶民の感覚に触れている話なども聞いた。といっても、資本主義国の大使館勤務者の行動にはそれなりに眼が光っており、制約があった。松下さんの住居での会話で時に声を落したりしたことがある。

モスクワでの3年の体験・思索の結果がその後の松下さんの研究にどのように現れるかを私はフォローしていない。松下さんから抜き刷りを戴いた論文ではおそらく最後のものである『近代日本法思想史』所収の「マルクス主義」（1979年）は、私も関心をもっていた平野義太郎、風早八十二、加古裕二郎の業績を主たる考察対象としたもので、「天皇制論」などへの焦点の絞り方に感心した。それは松下さんの論文集『マルクス主義法理論の展開』（1981年）に収録され、私は法律時報（1982年10月号）にこの本の書評を書いた。その中で松下さんの諸論稿に一貫している「持続的精神」というべきものを考えてみた。それは、対象（ソビエト法・法理、マルクス主義）を全体としてまるごと俎上にのせ、「根源的なもの」に還元するという方法を取りながら、しかもその中で、対象における複合的構造、異質なものの「抱合」構造を見据える精神、あるいは対象の「内在的」把握と「超越的」把握という複合的視

角を持続する精神、という意味である。いまそれを再検討する余裕はないが、おおよその理解は変わっていないといわざるをえない。ただ、この思惟方法の拠ってくる所以を松下さんに問うてみたことはなかった。といっても、これは、本人自身にもにわかには解答し難いところのある問題ではあるが。

私は、20世紀の同じ時代を前後して生きてきたこの大先輩と、なにかそれぞれの本拠を棲み分けながら親しく交わっていたように思うのであるが、本拠そのものについて立ち入った話をするのが足りなかったのを、いまになって残念に思う。人生は短く、悔いのみ多い。

松下さんの思索は、ある意味で対象との渾身の力を込めた格闘であったといえるが、しかし私たちの前に現れる松下さんはいつも泰然自若として変わることがなかった。その面持ちになにがしかの憂愁のかげをみた記憶もない。缶入りピースを眼にして、あらためて松下さんの不動の姿を偲んだのである。

2005年12月